

◎ こども発達支援センター

当センターの療育（通園）開始までの流れ



備考

- ◎担当の保健師等と療育（通園）利用に関しての相談をお願いします。
- ◎療育（通園）を利用される際は、受給者証が必要となります（※1）。
- ◎当センターにも相談支援事業所（はあとらっぷ）があり、サービス等利用計画書の作成等を行います。利用される相談支援事業所については保護者のご意向で決定します。
悩まれる際は、担当の保健師等とご相談願います。
- ◎療育（通園）開始に伴い、当センターの診療所の受診が必要となるので、初診の申し込みも同時に行います。
※ご不明点等ありましたら、お問い合わせください。

